

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

係条例の整備に関する条例

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 県が管理者である漁港の維持管理に関しては、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百二十七号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(港内の秩序維持)</p> <p>第四条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をする船舶(法第三十九条第五項の規定により指定した区域内に捨てられ、又は放置された船舶を除く。)に対して移動を命ずることができる。</p> <p>(危険物等についての制限)</p> <p>第六条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でない限り、停係泊をしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(係留施設における行為の禁止)</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 県が管理者である漁港の維持管理に関しては、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(港内の秩序維持)</p> <p>第四条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)をする船舶(法第三十九条第五項の規定により指定した区域内に捨てられ、又は放置された船舶を除く。)に対して移動を命ずることができる。</p> <p>(危険物等についての制限)</p> <p>第六条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でない限り、停けい泊をしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(けい留施設における行為の禁止)</p>

第八条 何人も、管理漁港施設である保留施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 船舶の係留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件を保留すること。
- 二・三 (略)

第八条 何人も、管理漁港施設であるけい留施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件をけい留すること。
- 二・三 (略)

(広島県漁港区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 広島県漁港区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号以下「法」という。)第三十九条の五第一項の規定に基づく土砂採取料又は占用料(以下「占用料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料等の徴収)</p> <p>第二条 県は、県が管理する漁港の区域内において、法第三十九条第一項の規定による当該区域内の水域若しくは公共空地(以下「漁港区域内水域等」という。)における土砂の採取(以下「土砂採取」という。)若しくは漁港区域内水域等の占用(以下「占用」という。)の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域と重複する漁港区域内水域等において同法第二十四条及び第二十五条の規定による土地の占用又は土石及び土石以外の河川の産出物の採取の許可を受けた者(以下「河川占用者等」という。)を除く。)又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。以下同じ。)(河川占用者等を除く。)から占用料等を徴収する。</p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 占用期間が県の一会計年度内にあるとき 法第三十九条第一項の規定による占用の許可(以下「占用許可」という。))又は法第四十三条第一項の規定による実施計画の認定(以下「計画認定」という。))の日か</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。))第三十九条の五第一項の規定に基づく土砂採取料又は占用料(以下「占用料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料等の徴収)</p> <p>第二条 県は、県が管理する漁港の区域内において、法第三十九条第一項の規定による当該区域内の水域又は公共空地(以下「漁港区域内水域等」という。)における土砂の採取(以下「土砂採取」という。))又は漁港区域内水域等の占用(以下「占用」という。)の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域と重複する漁港区域内水域等において同法第二十四条及び第二十五条の規定による土地の占用又は土石及び土石以外の河川の産出物の採取の許可を受けた者を除く。)から占用料等を徴収する。</p> <p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 占用期間が県の一会計年度内にあるとき 法第三十九条第一項の規定による占用の許可(以下「占用許可」という。))の日から起算して三十日以内に当該占用期間に係る占用料の全額を徴収する。</p>

<p>ら起算して三十日以内に当該占用期間に係る占用料の全額を徴収する。</p> <p>二 占用期間が県の二会計年度以上にわたるとき 占用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一の期とし、占用許可又は計画認定の日が属する期にあっては当該占用許可又は計画認定の日から、その他の期にあってはその期の初日から起算して三十日以内にその期に係る占用料の全額を徴収する。</p> <p>2 占用期間（前項第二号の規定により期に区分して徴収するときは、その期）の中途において、占用許可を受けた者がその占用の目的若しくは占用許可に係る数量を変更することの許可を受け、又は認定計画実施者が実施計画の変更の認定を受けたことにより、占用料の額を増額すべきときは、その増額分を当該許可又は認定の日から起算して三十日以内に徴収する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(占用料等の返還)</p> <p>第七条 既納の占用料等は、返還しない。ただし、占用等の許可を受けた者又は認定計画実施者の責めに帰することのできない理由によりその占用等を行うことができなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略) (暫定措置)</p> <p>3 漁業に関する免許又は許可を受けて水産動植物の採捕又は養殖のために占用をする場合（法第四十四条第一項に規定する認定計画に従って占用をする場合を除く。）における占用料は、当分の間、徴収しないものとする。</p>	<p>二 占用期間が県の二会計年度以上にわたるとき 占用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一の期とし、占用許可の日が属する期にあっては当該占用許可の日から、その他の期にあってはその期の初日から起算して三十日以内にその期に係る占用料の全額を徴収する。</p> <p>2 占用期間（前項第二号の規定により期に区分して徴収するときは、その期）の中途において、占用許可を受けた者がその占用の目的又は占用許可に係る数量を変更することの許可を受けたことにより、占用料の額を増額すべきときは、その増額分を当該許可の日から起算して三十日以内に徴収する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(占用料等の返還)</p> <p>第七条 既納の占用料等は、返還しない。ただし、占用等の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその占用等を行うことができなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略) (暫定措置)</p> <p>3 漁業に関する免許又は許可を受けて水産動植物の採捕又は養殖のために占用をする場合における占用料は、当分の間、徴収しないものとする。</p>
--	--

(広島県の海に関する条例の一部改正)
 第三条 広島県の海に関する条例（平成三年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(海域の使用許可) 第三条 (略)</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） 第二条第三項に規定する港湾区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から</p>	<p>(海域の使用許可) 第三条 (略)</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） 第二条第三項に規定する港湾区域、漁港、漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定に</p>

<p>第四項までの規定により指定された漁港の区域、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合</p> <p>二―四（略）</p>	<p>より指定された漁港の区域、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合</p> <p>二―四（略）</p>
--	---

（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部改正）

第四条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（重点放置禁止区域の指定）</p> <p>第十条 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。以下同じ。）をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。</p> <p>2―4（略）</p>	<p>（重点放置禁止区域の指定）</p> <p>第十条 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面（漁港漁場整備法（昭和三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。以下同じ。）をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。</p> <p>2―4（略）</p>

（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正）

第五条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>事務 （漁港及び漁場の整備等に関する法律関係）</p> <p>四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。）、広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ</p>	<p>第三条（略）</p> <p>事務 （漁港漁場整備法関係）</p> <p>四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。）、広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（地方自治法第</p>

<p>るもの（地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づく事務の委託により市町が維持管理を行う漁港に係るものに限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三十八条第一項の規定による漁港施設の利用方法等の認可</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第六十九条の規定により知事が行う法第二十四条第一項の規定による他人の土地及び水面の使用等の許可</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	(略)	<p>二百五十二条の第十四第一項の規定に基づく事務の委託により市町が維持管理を行う漁港に係るものに限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三十八条の規定による漁港施設の利用方法等の認可</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第四十四条の規定により知事が行う法第二十四条第一項の規定による他人の土地及び水面の使用等の許可</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	(略)
--	-----	---	-----

(広島県自然海浜保全条例の一部改正)

第六条 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可及び同法第三十九条第四項の規定による協議</p> <p>四一九 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(行為の届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可及び同法第三十九条第四項の規定による協議</p> <p>四一九 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第七条 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土砂埋立行為の許可)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区若しくは</p>	<p>(土砂埋立行為の許可)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区若しくは</p>

は同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）において行う土砂埋立行為
五十九（略）

は同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）において行う土砂埋立行為
五十九（略）

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第八条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可の特例） 第三条（略） 2（略） 一―三十三（略） 三十四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 三十五（略）</p>	<p>（許可の特例） 第三条（略） 2（略） 一―三十三（略） 三十四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 三十五（略）</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。